

2016年6月20日

No.254

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

2015年度の最後の総務委員会は3月31日に開催され、国会の承認が必要とされる2016年度のNHK予算案の審査が行われました。

高市発言の真意を質す



NHK予算案の審議に先立ち**又市征治議員**は、一連の高市大臣の電波停止発言について、放送法第1条の趣旨に立つならば、放送法第4条の遵守とは放送事業者の自主的取組に期待するという趣旨でよいのですねと確認を求めました。高市大臣は、「又市委員ご指摘のとおりでございます」と答弁しました。

又市議員は続いてNHKに、高市発言についての受止めを質しました。梶井会長は、国民の知る権利のために放送法に則り、公平公正、不偏不党、自らを厳しく律して放送にあたると答弁しました。これに対し**又市議員**は、会長の就任会見での発言以来、国民の中には疑惑が広がっていることを認識し、対応することを強く求めました。

関連団体の不祥事防止に向けた改革の段取り、再発の場合の責任問題

又市議員は、不祥事再発防止についての先般の総務委員会で**梶井会長**が「実行あるのみ」と発言したことを受けて、今後の改革のスケジュール感、今後さらに不祥事が繰り返された場合の責任について会長の見解を質しました。

梶井会長は、出勤管理の徹底、外部人材の常勤監査就任、関連団体運営基準の改定等々について述べましたが、不祥事が繰り返された場合の責任問題については、再三答弁を求めたにもかかわらず答弁がありませんでした。

放送とネットの関係について

又市議員は、民放ではテレビ放映後の番組が1週間程度無料でネット配信している中で、NHKとしては公共放送として今後どのようにネットを活用していくのか、その中で受信料制度の在り方等についての検討状況について質しました。また総務省に対しては、今後の放送とネットとの相互関係等についての協議、議論のスキームはどこで論議をされるべきと考えているのか見解を求めました。

森永NHK理事は、3ヵ年計画に基づき重要なニュースをネットにおいてリアルタイムで提供し、幼児、青少年向けコンテンツも幅広く提供していると答弁しました。また**井上NHK理事**からも、テレビの同時配信と受信料制度との関係が今後の重要な課題であると認識しており、3ヵ年計画にも受信料制度の在り方を研究すると書かれているとの答弁がありました。総務省の**今林政府参考人**は、テレビ番組を受信できるパソコン、スマホには受信料が義務付けられていない等の問題点がある、またネット配信が本格化した時には、民放業者との競争関係や技術、ニーズ、権利処理、システム負荷、費用なども課題となることが想定されるので、まずはNHKでこうした課題を検証し、国民の理解が得られる形を模索することが必要だとの答弁がありました。そして総務省としては、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、公共放送の在り方も議論されているので、インターネット活用業務の実施状況などの報告を受けながら、公共放送の今後の役割、受信料制度の在り方について検討したいとの意向が示されました。